

日本赤十字看護大学における公的研究費の使用に関する行動規範

日本赤十字看護大学は、公的研究費の使用及び管理に関わる者（以下「構成員」という。）が遵守すべき行動規範を以下のとおり定める。

1. 研究者は、公的研究費の使用に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の事務手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを十分に認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努めなければならない。
3. 事務職員は、公的研究費の業務に関する知識・能力を向上させるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と連携を密にし、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の執行に当たり、取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受講するとともに、関係法令等、事務手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 公的研究費の不適正な使用または不適正な使用の恐れがあることを知った構成員は、速やかに通報窓口に通報しなければならない。

平成27年3月26日制定

令和4年2月1日改正